

区分	DB	DC	PBO	その他
内容	法令等	制度	運用	その他
必須ご対応事項(※)	あり			なし

前号までは、こちらのURL（企業年金の広場）からご覧いただけます。
<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/consulting/plaza/index.html>

※事業主及び企業年金基金にてご対応いただく必要がある
題材が含まれている場合に「あり」と表示しています。

アセットオーナー・プリンシプルの公表

ポイント

2024年6月24日にパブリックコメントに付されたアセットオーナー・プリンシプル（以下、AOPという）について、1か月間の意見募集の結果および確定版が、2024年8月28日に公表されました。

AOP（確定版）（https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/assetownerprinciples.pdf）

パブリックコメントの結果（<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1040?CLASSNAME=PCM1040&id=060240624&Mode=1>）

1. AOPの原則

アセットオーナーが受益者等の最善の利益を勘案して、その資産を運用する責任（フィデューシャリー・デューティー）を果たしていくための5つの原則

原則	内容（下線は当社にて追加）
1	アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うのかという運用目的を定め、適切な手続に基づく意思決定の下、経済・金融環境等を踏まえつつ、運用目的に合った運用目標及び運用方針を定めるべきである。また、これらは状況変化に応じて適切に見直すべきである。
2	受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて専門的知見に基づいて行動することが求められる。そこで、アセットオーナーは、原則1の運用目標・運用方針に照らして必要な人材確保などの体制整備を行い、その体制を適切に機能させるとともに、知見の補充・充実のために必要な場合には、外部知見の活用や外部委託を検討すべきである。
3	アセットオーナーは、運用目標の実現のため、運用方針に基づき、自己又は第三者ではなく受益者等の利益の観点から運用方法の選択を適切に行うほか、投資先の分散をはじめとするリスク管理を適切に行うべきである。特に、運用を金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理しつつ最適な運用委託先を選定するとともに、定期的な見直しを行うべきである。
4	アセットオーナーは、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、運用状況についての情報提供（「見える化」）を行い、ステークホルダーとの対話に役立てるべきである。
5	アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり、自ら又は運用委託先の行動を通じてステewardシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである。

AOPを受入れる場合、自身のウェブサイトなど一般に見える形で公表することや、所定の様式で所管省庁に提出することが期待されています。

なお、受入れ状況については、内閣官房が少なくとも四半期毎にリストを公表することを予定されています（初回は、今年12月末までの受入れ状況を、来年1月初めに公表予定）。

2. パブリックコメントに寄せられた意見と考え方（DBに関係する意見から抜粋して作成）

対象	寄せられた意見等	意見等に対する考え方
前文	「受益者等の最善の利益を勘案して、その資産を運用する責任」と規定されているが、DBの場合、DB法における「忠実義務」が該当するという理解でよいのか	「受益者等の最善の利益を勘案して、その資産を運用する責任」の一つとして、DB法における「忠実義務」が該当
前文	DBにおいては、DB法を始めとする法令通知等により、概ねアセットオーナー・プリンシプルの精神に沿った運用等が行われているものと認識している。その上で、企業年金においても、本プリンシプルの受入れが期待されているが、更に本プリンシプルを受け入れることの意義や効果、狙いについて教示いただきたい	本プリンシプルは、幅広いアセットオーナーが受益者等の最善の利益を勘案して、その資産を運用する責任を果たしていく上で有用と考えられる共通の原則を定めたもの。DBについても加入者等の最善の利益を追求するための備えがあることを自ら点検し、自らのステークホルダーに示すことで説明責任を果たすとともに、労使自治の下でステークホルダーからの理解等を通じて、目的達成に向けたより良い取組みを主体的に行っていくことを発信し、適切な運用への信頼を確保していく形で加入者等の利益につなげることを期待
前文	受け入れ表明をしたDBが趣旨に則った行動をしているか、またはエクスプレインの内容が適切か否かは、どの機関がどうやって判断するのか	運用状況についての情報提供を通じたステークホルダーとの対話も踏まえつつ、各アセットオーナーにおいて適切な手続きに基づく意思決定の下、見直しが行われていくことを期待
前文	DBの場合、加入者等以外にも母体企業や株主なども関係者と考えることもできるが、その範囲は、個々のDBが対象を自ら検討することで、一律に定義されるものではないという理解でよいのか	ご指摘のとおり
前文	HPなど対外発信する手段を持たないDBも少なくない。受入れについて広く公表するのが望ましいが、自らがステークホルダーと設定した人たちの相手に表明するだけでも良いとの理解でよいのか	ご指摘のとおり。なお、その場合であっても、本プリンシプルを受け入れるアセットオーナーには、自らを所管する関係省庁へ受入れの旨を表明することを期待
原則1	DB法施行令で「運用の基本方針」を策定するよう規定され、施行規則で運用目的、運用目標、資産構成割合等を同方針に定めることとされているため、法令に従った運営を行っているDBは、原則1をコンプライしているという理解でよいのか	ご指摘のとおり
原則2	DBの運用に従事する担当者は、他業務と兼務しているケースも少なくないが、研修等による自己研さんや運用コンサルタントの利用等が行われている場合、原則2をコンプライ可能と理解してよいのか	アセットオーナーごとに運用担当者に求められる専門的知見の性質はそれぞれであり、内製化する部分と外部知見を活用する部分も、各アセットオーナーが判断。重要なことは、（資産運用業者と同等の専門人材を備えることなく）総体として受益者等最善の利益を追求する備えがあること
原則3	定期的な見直しの頻度は各アセットオーナーに委ねられるという認識でよいのか。また、必ずしも委託先を変更することを求めるものではないという認識でよいのか	ご指摘のとおり
原則4	情報公開すべき相手はアセットオーナーが自ら設定するものであり、画一的に決められるものではないとの理解でよいのか	ご指摘のとおり
原則5	企業年金連合会が「協働モニタリング」を実施。この取組への参加は、DBが原則5をコンプライするとともに、ステewardシップ活動の実質化を図るうえで重要な役割を担うものと認識	ご指摘のとおり、企業年金連合会における「協働モニタリング」の取組みは、補充原則5-1における「協働モニタリング」に該当

（寄せられた意見等は全部で115項目）